

役場からのお知らせ

11月30日は「年金の日」です

厚生労働省および日本年金機構は、国民一人ひとりが「ねんきんネット」などを活用しながら、老後の生活設計に思いを巡らせていただく日として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で自身の年金記録と年金受給見込み額を確認し、未だ自身の年金記録について考えてみませんか?

「ねんきんネット」は、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額について、年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページか、南国年金事務所にお問い合わせください。

年金納付猶予制度の対象年齢の拡大について

平成28年7月から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となりました。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度などもあります。詳しくは、保険窓口班または南国年金事務所にお問い合わせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル
03-6700-1111
088-864-1111

問い合わせ先：住民課保険窓口班 西内

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「特別弔慰金」が支給されます

戦没者等の死亡時のご遺族で、平成27年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいる場合に、「第10回特別弔慰金」として額面25万円の記名国債（5年償還）が平成27年度から支給されています。

【対象者】

4 戰没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

3 戰没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

2 戰没者等の子

1 戰没者等の子

※ 戰没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

内 の 親 族

【請求窗口】 住民課福祉班

【請求期限】 平成30年4月2日（月）まで

（請求期限を過ぎると受給することができなくなりますので、ご注意ください。）

問い合わせ先：住民課福祉班 高樽

電話
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

高齢者虐待の防止にご協力ください

高齢者虐待とは、高齢者の心身に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

高齢者虐待には次のようないくつかの行為があります。

- 身体的虐待：叩く、つねる、殴る、蹴るなどの暴力やベッドに縛りつけるなどの身体拘束
- 精神的虐待：怒鳴る、ののしる、侮辱するなどの言葉の暴力
- 介護・世話の放棄、放任：必要な食事、入浴や排せつなどの世話をしない、衛生状態の悪い劣悪な環境で生活させる
- 経済的虐待：高齢者の年金や預貯金などを勝手に使ったり、財産を無断で処分する

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。早期発見により未然に防止したり、重度化を防ぐことができます。

虐待を受けた場合や、虐待と思われる行為を発見した時は、地域包括支援センター班までご相談ください。

問い合わせ先：住民課地域包括支援センター班

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

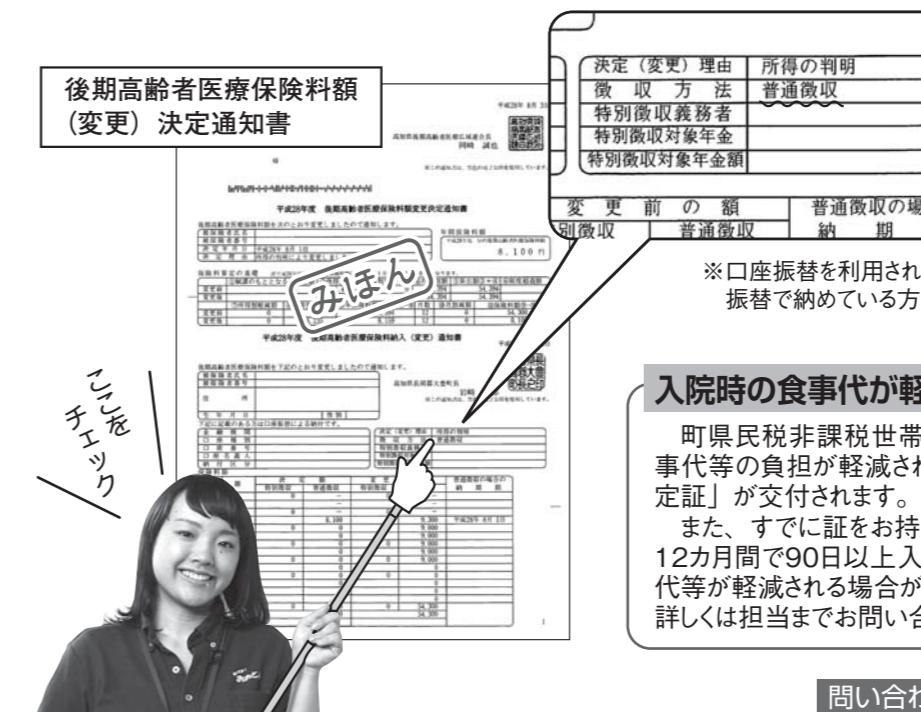
保険料の納め忘れはありませんか？

後期高齢者医療の保険料は、原則、年金からの天引きで納めていただいております。

ただし、後期高齢者医療保険に加入して間もない方や、保険料の変更があった方は、保険料を納付書で納めていただくようになります。

また、年度の途中でも、年金からの天引きであった方が、納付書払いに変更になる場合もあります。事前に通知書および納付書を送付しますので、通知書が届いたら、必ず納付方法の確認をお願いします。

また、納め忘れ防止のために、口座振替の利用をお勧めします。



※口座振替を利用される場合は手続きが必要です。税金などを口座振替で納めている方も新たに手続きが必要ですご注意ください。

入院時の食事代が軽減される制度をご存じですか？

町県民税非課税世帯に属する方は、申請により入院時の食事代等の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額認定証」が交付されます。

また、すでに証をお持ちの方のうち、「区分II」の方で、直近の12カ月間で90日以上入院されている方については、さらに食事代等が軽減される場合があります。適用には条件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 …住民課保険窓口班 西内

高知県後期高齢者医療広域連合事務所移転について

後期高齢者医療制度を運営する「高知県後期高齢者医療広域連合」の事務所が11月1日（火）から移転します。

新住所 … 高知市本町4丁目1-32
こうち勤労センター4F

なお、電話・FAX番号の変更はありません。

**農業者年金に加入しませんか？**

～農業従事者なら広くご加入いただけます～

◆加入要件 次のすべてに該当する方

- ・年間60日以上の農業従事者
- ・国民年金第1号加入者（付加年金加入必要）
※ただし保険料免除者を除く
- ・20歳以上60歳未満の方

◆保険料

- ・月額2万円から6万7千円まで（千円単位で選択できます）

◆農業者年金のメリット

- ・積み立て方式の年金
- ・終身年金で80歳までの保障付き
- ・支払った保険料は、全額社会保険料控除
- ・政策支援、保険料に国庫補助も

詳しくは、農業委員会または独立行政法人農業者年金基金にご相談ください。

問い合わせ先 … 産業建設課内 大豊町農業委員会 小松
または独立行政法人農業者年金基金
03-3502-3199

